

六ヶ所村サテライトオフィス設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、六ヶ所村サテライトオフィス設置条例（令和5年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用対象者)

第2条 六ヶ所村サテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）を使用できる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) テレワークを実施する（実施しようとする者を含む。）法人、個人事業主、団体及び個人（以下「事業者等」という。）
- (2) 情報通信技術を活用した取組を行おうとする事業者等
- (3) 芸術、映画、コンピュータゲーム、服飾デザイン、広告等、知的財産を有した生産物の生産に関わるクリエイティブ産業に係る事業者等
- (4) 村内において条例第1条の目的に資する事業所等の開設又は起業を検討している事業者等
- (5) 起業して3年以内の事業者等であって、条例第1条の目的に資する取組を行おうとするもの
- (6) その他村長が特に認める者

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、六ヶ所村サテライトオフィス使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) サテライトオフィス使用計画書（様式第2号）
- (2) 使用する者全員の本人確認書類の写し
- (3) 発行から3か月以内の登記簿謄本（個人にあつては、住民票の写し）
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の申請は、使用しようとする日の2週間前までに提出しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第4条 村長は、前条第1項及び次項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用の許可を決定し、六ヶ所村サテライトオフィス使用許可書（様式第3号）（以下「使用許可書」という。）により通知するものとする。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書を常時携帯し、六ヶ所村職員（以下「村職員」という。）から要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用の変更等)

第5条 使用者が、その使用をとりやめ、又は使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、六ヶ所村サテライトオフィス使用変更許可申請書（様式第4号）に使用許可書を添えて、速やかに村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用のとりやめ又は変更の許可を決定し、六ヶ所村サテライトオフィス使用変更許可書（様式第5号）により通知するものとする。

(使用の許可の取消し等)

第6条 村長は、条例第12条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させるときは、六ヶ所村サテライトオフィス使用許可取消等通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の取り消しの場合において、通知を受けた使用者は、村長が指定する日までにサテライトオフィスを明け渡さなければならない。

(使用料の納付)

第7条 条例第10条に規定する使用料は、村長が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(使用料の免除)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第10条第2項の規定により、一使用者につき24か月分の使用料を上限として免除するものとする。

- (1) 村内における事業所等の開設又は起業の具体的な計画があり、その実現可能性が十分に認められるものであって、かつ、着手する意思を有しているとき、又は着手しているとき。
- (2) 村内における地域特性を活かした取組又は地域課題の解決に資する取組に係る具体的な計画があり、その実現可能性が十分に認められるものであって、かつ、着手する意思を有しているとき、又は着手しているとき。
- (3) 六ヶ所村お試し移住体験実施要綱（令和4年告示第77号）第4条第3号のテレワーク体験の参加者であるとき。
- (4) その他前各号に準ずるもので、条例第1条の目的に資する具体的な計画があり、その実現性が十分に認められるものであって、かつ、着手する意思を有しているとき、又は着手しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要があると認めるとき。

2 使用者は、使用料の免除を受けようとするときは、六ヶ所村サテライトオフィス使用料免除申請書（様式第7号）に、前項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用料の免除を決定し、六ヶ所村サテライトオフィス使用料免除決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

4 村長は、第1項各号のいずれにも該当しないことが明らかになったときは、その月以降の使用料の免除を取り消すことができる。

（遵守事項）

第9条 使用者は、条例で定めるほか、サテライトオフィスを使用するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を開始するときは、原則、村職員の立会を受けること。
- (2) 共用部分を除き、使用許可を受けた施設以外を使用しないこと。
- (3) 共用部分の使用は、他の使用者と協調して使用すること。
- (4) 施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を村職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) 連続して5日以上使用しないときは、事前に村職員に連絡すること。
- (6) 電気及び水の節減に努めること。
- (7) 施設の使用を終了したときは、直ちにその旨を村職員に報告し、立会を受けること。
- (8) その他村職員の指示に従うこと。

（禁止事項）

第10条 条例第12条第1号の規定によりサテライトオフィスの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができるのは次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 寄附の要請その他これに類する行為
- (2) 興行を行うこと。
- (3) ペットを同伴すること。
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
- (5) 他の使用者及び近隣住民等に迷惑を及ぼす行為
- (6) 喫煙をすること。
- (7) その他サテライトオフィスの使用目的に反する行為

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。